

---

## 平成18年第4回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

---

平成18年12月5日(火)

---

### 1. 議事日程第1号

平成18年12月5日(火) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 第3 議長の諸般の報告
  - 第4 議案の上程(議案第126号から議案第147号)
  - 第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 第6 請願並びに陳情の上程(請願1件・陳情1件)
  - 第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 日程第3 議長の諸般の報告
  - 日程第4 議案の上程(議案第126号から議案第147号)
  - 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 日程第6 請願並びに陳情の上程(請願1件・陳情1件)
  - 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 

出席議員(18名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 宿 利 俊 行 | 2 番 | 清 藤 一 憲 |
| 3 番 | 松 本 義 臣 | 4 番 | 高 田 修 治 |
| 5 番 | 秦 時 雄   | 6 番 | 湯 浅 至   |
| 7 番 | 江 藤 徳 美 | 8 番 | 藤 野 修 二 |

9 番	藤 本 勝 美	10番	日 隈 久美男
11番	佐 藤 健次郎	12番	後 藤 勲
13番	穴 井 丈 洋	14番	神 田 義 彦
15番	安 達 宏 彦	16番	片 山 博 雅
17番	繁 田 弘 司	19番	小 野 菊 男

欠席議員（1 名）

20番 横 山 富 夫

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 高 倉 益 雄                      議 事 係 長 穴 井 陸 明

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	佐 藤 左 俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局 長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 隈 駿 一
人権・同和対策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学 校 教 育 課 長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

---

上 程 議 案

議案第126号	玖珠町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第127号	玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
議案第128号	玖珠町基金条例の一部改正について
議案第129号	玖珠町手数料条例の一部改正について
議案第130号	玖珠町住民基本台帳法施行条例の廃止について

- 議案第131号 日田玖珠広域行政事務組合の解散について
- 議案第132号 日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第133号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託の廃止について
- 議案第134号 玖珠九重行政事務組合の設置について
- 議案第135号 日田玖珠広域消防組合の設置について
- 議案第136号 高速自動車国道に関する救急業務に係る支弁金取扱事務の委託について
- 議案第137号 玖珠郡老人養護組合の解散について
- 議案第138号 玖珠郡老人養護組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第139号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 議案第140号 町道路線の認定について
- 議案第141号 旧慣使用林野の一部廃止について
- 議案第142号 平成18年度古後地区携帯用鉄塔整備事業通信設備機器購入契約の締結について
- 議案第143号 平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第144号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第145号 平成18年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第146号 平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第147号 平成18年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について

---

**午前10時00分開議(開会)**

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

横山議長入院加療中につき、地方自治法第106条の規定により副議長の私、後藤 勲が今定例会での議長職務を代理します。

本日の会議に、遅刻、途中退席、欠席の届出は、議員、執行部とも提出されておられません。

ただ今の出席議員は18名です。

会議の定足数に達しております。地方自治法第113条の規定により平成18年第4回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 藤野修二君

11番 佐藤健次郎君

の2名を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○副議長（後藤 勲君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成18年第4回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る11月29日議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日、12月5日から12月19日までの15日間といたしたいと思っております。

今期定例会に上程されます議案は、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件2件、条例の廃止案件1件、組合の解散案件2件、解散に伴う財産処分案件2件、事務の委託廃止案件1件、事務の委託案件1件、組合設置案件2件、連合設置案件1件、町道路線認定案件1件、一部廃止案件1件、契約締結案件1件、平成18年度一般会計補正予算案件1件、平成18年度特別会計補正予算案件3件、平成18年度事業会計補正予算案件1件の、22議案と、請願1件、陳情1件であります。

次に、本定例会の一般質問者は8名であります。

したがって、一般質問は12日に6名、13日に2名の2日間の日程で行いたいと思っております。

どうか本定例会の慎重なるご審議と、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） おはかりします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

## 日程第3 議長の諸般の報告

○副議長（後藤 勲君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る11月22日、東京NHKホールで開催されました「第50回町村議会議長全国大会」について申し上げます。

「真の分権型社会の創造を目指して」をスローガンに、特別決議2項目、要望23件、各地区要望9件で、九州地区は九州地方における交通網の整備促進に関する要望でありました。併せて、豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、要望8件が決議されました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 議案の上程（議案第126号から議案第147号まで）

○副議長（後藤 勲君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第126号から議案第147号までの22議案について、一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第126号から議案第147号までの22議案につきましては、一括上程することに決定しました。

#### 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○副議長（後藤 勲君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成18年の第4回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走何かとお忙しい中、また、大変寒い中に関わりませずご参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、現在のわが国の景気、ご案内のように回復基調にあるということをごさいます、そのため、本年度の政府の予算におきますこの国の税収、当初での見積もりよりも4兆円も多く増収ということでありまして、6年ぶりに、国の税収が50兆円台を回復するという見通しのようであります。この景気の回復、経済の成長で、法人税だけでなく、所得税や消費税の収入も伸びてきているということは、大変好ましいことではありますけれども、ここで大切なことは、やはりこの経済成長を持続させ、その果実と申しますか、その実績を、これまでの財政の健全化、国家財政の健全化に充当するとともに、息の長い成長を続けると

という一つの好循環、そういうものを生み出すために、例えばこの税収を基にした補正予算措置等の緊急的な措置を取ることが、今必要ではないかというふうに思っているところであります。国におきましては、この景気の回復、税収の増大で、来年度（平成19年度）の政府予算におきます税収規模を53兆円前後ということで、本年度よりも、当初予算よりも6兆円ぐらい多い予算を編成することのようでありまして、ただ、ご案内のように、この53兆円といっても、税収のピーク時は60兆円でありまして、その60兆円にはまだ遠く及ばず、さらにまた、依然としておよそ25兆円の国債発行によって国家財政を維持するというふうなことのようでありまして、長期債務と申しますか、国と地方の長期の債務も770兆円というふうなレベルに達しているようでありまして。

一方、地方財政につきましては、先に発表されました「骨太の方針2006」の中で、国と地方の財政健全化に向けて、5年間で地方公務員定員の5.7%純減、あるいは地方単独事業の引き続いて3%の削減、地方歳出を厳しく抑制する方針を明記しておりまして、これらの歳出削減努力と併せ、地方の安定的な財政運営に必要なこの地方税、地方交付税については、一般財源総額を確保するというようになってるわけでありまして。一方で、歳出を抑制するとともに、一般財源収入については確保するということがこの「骨太の方針」には一応盛り込まれているわけでありまして。ただ、この「骨太の方針」がどう具体化するかにつきましては、今月末の19年度地方財政計画というものの中にどのような措置がされるかということが大切でありまして、私どもはまだまだこの「骨太の方針」あるいは現在の政府の方針については、まだこれを注視していかなければならないというふうに思っております。

景気の回復というものはあるわけでありましてけれども、地方で生活する私どもにとりましては、いまだ景気回復好転の実感が伝わってこないのが実情であります。本町の収入の大層をなします地方税、町民税、地方交付税につきましても、特にこの地方交付税につきましては、総額でマイナスということになる見込みでありまして、来年度から新たに導入されることになっております人口と面積を測定単位としたいいわゆる新型交付税と呼ばれているものにつきましても、現在の試算段階では2,000万円近くの基本財政需要額の減少となる見込みでありまして、この地方交付税の動向につきましては大いに注目するとともに、関係団体を通じて、国の方に強く要求をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういう状況の中で、今回は本年最後の定例会でございますので、本町の行財政改革の取り組みについて、その現状と今後の方針の中で1、2重要な問題について、現況を報告申し上げたいというふうに思っております。

当町としましては、平成17年3月に作成いたしました「玖珠町行財政改革緊急4ヶ年計画」これはその後の国・県の指導によりまして、「玖珠町行財政改革集中改革プラン」として5ヶ年計画を策定したわけでありまして、このことにつきましてはご案内のとおりでございます。この計画の中で事務事業の見直し、各種審議会の統合・整理等の機構改革、あるいは職員定数の削減、適正化等の経費の節減を進めておりまして、今年度節減総額の目標額を大きく上回る節減が可能になったところであります。

また、大変重要な職員の意識啓発、人材の育成についてでありますけれども、新たに企画財政課が中心

となりまして、それぞれの課の事業の全体的な説明、あるいは当町の置かれております行財政上の現況等について、全職員を対象にプレゼンテーション、説明会を設けるなど、職員の意識啓発にも努力をしているところでございます。

この計画の中で、住民との協働による地域づくりの推進についてであります。本格的な地方分権時代に突入するとともに、また、少子高齢社会に対応するために、地域自治組織の確立に取り組んでいることはご案内のとおりでございます。現在、各地域に地域全体で組織し、参画・参加するコミュニティ活動組織の確立をお願いしてまいりましたが、北山田地区及び玖珠地区は8月に、八幡地区は9月に、森地区は11月にそれぞれ地域の自治組織が設置され、その設立総会が開催されたところであります。4地区揃って19年4月からの本格的な活動に向けお取り組みをいただいているところでございます。それぞれの組織にも活動の母体となります専門部会等が組織されており、議員各位にも顧問、理事等の役職についてご助力いただくようになっておると思いますが、新たな地域づくり、住民との協働の組織づくりに誠心誠意お取り組みをいただきたいというふうに思っております。

今後とも、19年4月1日からの自治会館の指定管理に向けた協議や、地域の今後の活動に向けた協議などに、町としても全力で支援申し上げ、新たな地域づくり組織の確立を目指したいというふうに思っております。

次に、行財政改革プランの中の学校規模の適正化等についてであります。

玖珠町教育委員会といたしましては、平成18年7月に策定いたしました「玖珠町幼稚園再編計画」により、町立幼稚園の再編を進めております。少子高齢化が進む中、幼稚園教育については、これまで教育委員会において協議し、さらに、玖珠町就学前教育審議会の答申を受ける中、再編方針を決定したものであり、これまで地域において7回にわたる説明会等を開催しているというふうに聞いております。

幼稚園教育は、小規模の人数ではなく、大勢の仲間と教育を受けた方が多様な考え方を身につけやすく、そのことが心身ともにたくましく成長するというふうに基本的には考えております。今回、この幼稚園再編に対して陳情、請願がなされておりますけれども、この請願の趣旨等につきましては、町長としてこれを重く受け止めているところでありますけれども、少子化に伴って適正配置をすることは、現実的な問題としてやむを得ないことだというふうに考えているところであります。

第1の理由は、少数規模の幼稚園で果たして就学前教育が十分に行われるかが懸念されるところであります。2、3人もしくは3、4人の園児の幼稚園で、果たして現実の問題として幼稚園の機能を果たすことができるのかという問題については、大変疑問のあるところであります。また、現在の社会情勢を踏まえたとき、このような状況の中であれば、再編というものをやむを得ないものと考え、地域住民の方々に説明し、説得し、理解を私としても求めていきたいというふうに思っております。

今回の再編については、経費の節減ということをよく申されますけれども、行財政改革の一環ではありますけれども、即経常経費の削減には結びつかないものであり、また、経費削減のための再編とは考えていないところであります。今後もこの玖珠町幼稚園再編計画に対しまして、住民による反対というもの

考えられるわけでありますけれども、説得を続け、理解を求めていきたいというふうに思っております。

ただ今申し上げました考え方については、廃止・反対を求めるグループの皆さんにも私からも説明し、説得をしたところでございます。

次に、民間委託の推進についてであります。

行財政改革プランの中に、民間委託の推進ということで大きく取り上げておりますけれども、民間委託につきましては、この福祉部門につきましても同じような取り組みを進めてるわけでありまして、民間でできるものは民間で行うこととし、公立保育園の民営化を目指しているところであります。このことについては、昨年の12月定例会の会期中に、議員の皆様方には全員協議会の中でご報告申し上げたところでありますが、公立保育園、保育園を取り巻く情勢というものは、国の三位一体の行財政改革によりまして、大きく影響を受けていることは周知のとおりであります。経費負担の仕組みにおきましても、既に16年度からは公設公営及び公設民営のいわゆる公立保育所、この措置費というものは、国と県の負担金が全面的に廃止されまして、一般財源化をすべてされております。このことによって、町の持ち出しは大きくなり、町財政に少なからず影響を与えることになりました。

また、それだけにとどまらず、保育所改築などの施設整備につきましても、本年から国・県の負担は廃止され、すべて町の一般財源化が図られております。起債に対する交付税措置も、国の歳出削減の中にあつて、その見通しが非常に暗いと申しますか、不透明なものになってきているところであります。

国の三位一体改革というものは、少なくともこの公立保育所にとってメリットがなくなっておりますし、かつ、地方財政制度を取り巻く環境は急激に、また予測がつかないほどに変化をしてきているわけであります。

社会福祉事業を見渡しますと、多くの民間事業者の参入で現在福祉が支えられていることは、ご案内のとおりであります。高齢者福祉、介護保険事業、障害者福祉事業、児童福祉などのいずれの福祉現場におきましても、民間事業者の経営が主流となり、先駆的な取り組みも行っている事業所もございます。少子高齢化社会、少子化時代を迎えた今日、その打開策の一つとして、保育所の充実が叫ばれている中においてこそ、公立保育所に行くのか、それとも民間保育所で行くのかというふうな二者択一の視点ではなくて、いかに保護者や子供が安心して通所でき、様々な保育ニーズに適宜応えられるよう、これからの保育所のあり方を第一に考えることが大切である。そして民間でできることは民間に譲り、民間事業者の豊富な実績とその経営ノウハウ、保育のノウハウを保育現場に取り入れていくことが最良の方法というふうに考えております。そしてまた、そのことを町の行政に取り入れるいいチャンス、タイミング、いいチャンスではないかなというふうに確信いたしてるところであります。

このような考えのもとに、現在公設民営の形を取っておりますくすのき保育園、公設公営の形を取っております若竹保育園及び僻地保育所としての古後の保育所につきましては、民間移譲の方針で取り組んでいるところであります。このことにつきましても、議会のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。



幼稚園と保育園の再編及び民営化の方針を行財政改革の中での基本的な事項としてお話し申し上げましたけれども、実施に至るまでには、関係各位のご理解をいただかなければならないことは十分承知いたしてるところであります。このため、保護者や学校関係者、幼稚園関係者、保育園関係者の皆さん方に誠意を持って協議を進め、そしてこれを早い時期に実現してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上、行財政改革につきましては、日々改革という理念を持ち続け、行財政の運営に努めておりまして、事務事業の見直しなどを行うことによりまして、歳出の削減を実行いたしており、その成果も確実に現れているところでございますけれども、今後ともこの行財政改革全般につきましては、機会ある毎に住民の皆さんにご説明を申し上げ、ご理解をいただきながら、慎重に実行していきたいというふうに考えているところであります。なんと申しましても、これからが当町におきましては行財政改革の正念場であるというふうに思っております。議員各位の一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、町政諸般の報告をさせていただきます。

9月議会以降の町政に係る諸般の報告でございます。

まず、10月1日にカウベルランドくすにおきまして行われました「第6回カウベルランド里山祭り」について申し上げます。

子どもを対象にした豚のロデオとか、ヤギの乳しぼり体験など、畜産振興を前面に押し出した催しを行いまして、小雨の降る悪天候ではありましたが、大分県内はもとより、福岡県などからも多くの参加者が見られ、大いに賑わいました。今後は、玖珠町の畜産振興は勿論でありますけれども、広範な畜産団体を巻き込み、地域コミュニティ組織等による地域に密着した地域による祭りへと発展させていくべきだと思っております。

また、11月3日、4日の2日間には、玖珠川河川敷におきまして、「第3回玖珠町JA玖珠九重農業祭」が行われました。2日間とも汗ばむほどの好天に恵まれて、郡内外から多くの参加をいただいたところであります。現在、「農業祭」と銘打って、1つのセクションでこういうお祭りをする町は非常に少なくなっておりまして、そういう意味では、この農業祭、歴史的伝統的な行事になるものというふうに思っているところであります。

次に、養護老人ホーム「亀鶴苑」の民間移譲について申し上げたいと思います。

養護老人ホーム「亀鶴苑」につきましては、九重町の故足立正平翁の寄贈によるものでございまして、昭和44年に玖珠町と九重町で玖珠郡養護老人組合という一部事務組合を設立して、今日まで運営してきたところでございます。

開設以来、37年間にわたり老人施設として玖珠郡内はもとより、近隣市町村の老人福祉の向上に一定の効果上げてまいりました。しかし、今日では施設の老朽化が進み、安全性の面からも、施設の再編や大規模改修が緊急の課題となっておりますけれども、改築に係る両町の負担というものは大変に大きく、加えて、平成17年度よりいわゆる三位一体の改革に絡む国庫補助金制度の廃止によりまして、老人ホーム

のこれまでの措置費というものがすべて一般財源化されるなど、亀鶴苑の運営を取り巻く情勢は厳しさが増すばかりでございました。

このような情勢の中で、両町で組織いたします幹事会という両町での組織でございますけれども、この中で、今後の亀鶴苑のあり方について再三協議を重ねた結果、両町における財政状況、今後の老人福祉の動向等を考えたときには、民間移譲やむなしの方針に至ったところであります。

また、亀鶴苑の入所者の状況を見たとき、高齢化し、要介護状態の入所者が増大する中、養護施設としての職員体制では運営ができにくくなっており、現行のサービス水準を維持するためにも、介護ノウハウの豊富な民間法人にお任せした方が入所者のサービスも充実することになると考えたところであります。

そこで、勿論これは亀鶴苑組合の議会にも諮りながらでありますけれども、民間移譲を行うために、亀鶴苑運営者選考委員会を設置いたしまして、事業を引き継ぐ事業者の募集要項等を作成し、公募、選考、審査を行ってまいりました。その結果、社会福祉法人玖珠会が、法人の基本理念、運営方針、財政状況、面接等の内容、いずれも移譲に値する法人との答申をいただいたところであります。そして、両町で組織する合同会議の中で、民間活力を導入することにより多種多様なサービスがなされ、人や物など柔軟な資源を投資した病院運営が期待され、何よりも入所者へのサービスの向上が図られるという判断から、組合議会の議決をいただき、移譲の決定をいたしたところでございます。

次に、ゴミの収集体制の整備でございます。

廃棄物の排出抑制と適正処理の推進、また、環境型社会の構築や快適な生活環境を確保することを目的に、9月の議会におきまして玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を制定し、ゴミ問題への取り組みを行っております。

9月の議会では、ゴミの収集につきまして、回数を増やして欲しいと、多くの意見をいただいたところでございます。このようなご要望にお応えするためには、収集の効率化が必要になりますことから、現在、各家庭ごとにゴミ出しをしていただいている118の自治区に対し、ゴミ出し場所の集約をお願いしましたところ、今のところ90の自治区でご理解を賜り、ご協力をいただくことになりました。今後ともゴミ問題につきましては検討を進めてまいりますけれども、環境保全、環境型社会の構築につきましては、議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解ご協力をお願いしたいところでございます。

次に、日出生台の米軍演習の問題について申し上げます。

今回で7回目となります在沖縄米軍海兵隊によります実弾射撃訓練が、来年2月に実施されることが既に通知されて、発表されてるところであります。訓練に先立ちまして、11月、先月の28日に在沖縄海兵隊の先遣隊が、日出生台演習場内及び周辺の港湾、空港、医療施設等の事前調査を行っております。今回の訓練につきましては、福岡防衛施設局から今現在具体的な日程等はまだ示されておられませんけれども、新たに小火器の実弾訓練を受け入れたことによりまして、国から提示された縮小措置として、射撃訓練期間が前年度より2日間短縮されることとなり、この2日間の短縮によりまして、海兵隊の日出生台におきます滞在期間も前年度に比較して2日間短縮されることとなります。訓練に伴う周辺住民の安全と安心の確保

につきましては、これまでと同様に、役場及び現地に対策本部を設置いたしまして、万全を期してまいりたいと考えております。

また、大分県・玖珠町・九重町有志で組織しています日出生台演習場問題協議会、いわゆる四者協で米軍に対しまして小火器の訓練のこともございますので、規律保持、治安、安全対策、情報伝達等につきまして、より一層の配慮、協力を強く要請するとともに、訓練日程の早期伝達、演習場周辺の治安安全確保等、国に対して要請しているところでございます。

引き続き、近々、また福岡防衛施設局等に対しては出向いてまいりたいと思っております。

次に、水道事業の現状と課題について申し上げます。

水道、上水道事業・簡易水道事業等でございますけれども、この利用者に対して安全給水、サービスの向上、経営の安定化を基本目標にして、これまで事業運営を行ってきております。平成5年から11年間の歳月をかけて、24億円を投じました第2次拡張事業を完了し、給水の安全を開始してるところでございます。給水の安定を行ってるところであります。

本町の給水戸数は増加しておりますけれども、給水戸数は増加しておりますが、給水量は横ばい状態という状況であります。この原因は、町民の皆さんの水道利用者の皆さん方の節水意識や、長引く景気の低迷による社会情勢の変化を背景に、水需要の減少傾向というものが本町も続いておまして、今後もこの傾向も続くものというふうと考えております。

このようなことから、水道料収入の確保が年々厳しさを増す中で、過去の第2次拡張事業等の大規模な建設改良事業から発生いたします費用が、経営というものを圧迫してきております。このような経営状況が続けば、そう遠くない時に資金不足に陥ることも見込まれるところでございます。このような危機的な財政状況の中、今後も水道事業は安定的な給水というものを確実に進めていかなければなりません。

今後は、経営の効率化というものをさらに進めまして、支出の抑制に努めるとともに、財源の確保を図るために、利用者に対しても負担をお願いしなければならない状況にあるわけでございます。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、今定例会にご提案申し上げました議案につきまして、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページであります。

議案の第126号は、玖珠町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、玖珠町内の情報通信格差是正を図ることを目的として、古後地区に携帯用の鉄塔施設を設置するため、条例を制定するものでございます。

お手元にお配りしております、例の黄色表紙の上程議案の参考資料の1ページ、ここに移動通信用鉄塔施設整備事業の概要、それから事業経費の予算的な内訳でございます。そしてまた、2ページには、同鉄塔施設の位置について明記してございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

なお、この移動通信用の鉄塔は町所有の鉄塔になるわけでありまして、この予算の金額というものはあ

くまでも、総事業費9,000万でありますけれども、これにつきましてはあくまでも予算上の金額でありまして、今後の鉄塔施設整備事業の入札、事業の実施等によりまして額の変更は予想されることを付け加えておきます。

議案集の3ページであります。

議案の第127号は、玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

先の126号の議案で上程しております鉄塔の建設にあたりまして、参入を希望いたします携帯関係事業者から事業分担金を徴収するために、分担金条例、関係条例を整備するものであります。

同じく黄色表紙の参考資料集の3ページに、分担金徴収に関します地方自治法の抜粋、それから電気通信事業法の抜粋を掲載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案集の4ページであります。128号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。

これも携帯用鉄塔施設の建設に当たりまして、参入する携帯事業者から使用料相当分として、建設事業費への30分の1が当該年度、建設年度に一括して納入されることとなります。そして、納入された金額を今後の維持管理費として積み立てていくということでございますので、積み立てるということで、その維持管理経費として基金積立を行うというものでございます。

また、有機センター、玖珠町有機センターの稼動に伴いまして、これも施設を管理運営する組合から納入されました使用料というものを、有機センターの維持管理費に充当していくために積み立てていくものでございます。

それから、議案集の5ページをお開き願いたいと思います。

5ページの議案第129号は、玖珠町手数料条例の一部改正についてでございます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正によりまして、住民基本台帳に関する閲覧の規定が、11条から11条の2となったことによる関係条例の整備をするものであります。

これにつきましては、参考資料集の4ページに手数料条例の新旧対照表を明記してございます。ご覧いただきたいと思います。

議案集の6ページであります。

議案第130号であります。玖珠町住民基本台帳法の施行条例の廃止についてであります。

これは、上位法であります住民基本台帳法の規定内容が整備されたことに伴い、同条例の規定内容が当町の条例と重複するために、これを廃止するものでございます。

次に、議案集の第7ページをお開き願います。

議案の第131号は、日田玖珠広域行政組合の解散についてであります。

本案は、自治法第28条の規定に基づきまして、平成19年3月31日をもって日田玖珠広域行政事務組合を解散することについて、自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

参考資料の方の5ページから6ページに、解散の経緯、概要について明記しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案集の8ページをお開きください。

8ページ、議案第132号は、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本案は、同じく地方自治法第289条の規定に基づき、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を地方公共団体と関係公共団体と協議のうえ定めることにつきまして、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の中に、譲渡する財産等を書いてございます。

次に、議案集の第11ページをお開きください。

議案の第133号は、高速自動車国道に関する救急業務に係る関係事務の委託の廃止についてであります。

本案は、日田玖珠広域行政組合の解散に伴いまして、地方自治法第252条の14第2項の規定により、事務の委託を廃止することにつきまして、関係地方公共団体の協議をいたしたいので、同法第3項の規定により、準用いたします同法第252条の第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料集の7ページに關係資料を付けてございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、議案集の12ページをお開き願ひます。

議案の第134号、玖珠九重行政事務組合の設置についてであります。

本案は、平成19年3月31日をもって日田玖珠広域行政事務組合が解散することに伴いまして、これまで同事務組合、日田玖珠広域が持っておりました事務の中で、玖珠、九重、玖珠郡に係る事務を關係町で共同処理することにつきまして、地方自治法第284条2項の規定に基づき、規約を定めて、玖珠九重行政事務組合を設置することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

参考資料集の8ページから10ページに、玖珠九重行政事務組合の設置についての概要を明記しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

次に、議案集の第14ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案の第135号は、広域消防組合の設置についてであります。日田玖珠広域消防組合の設置についてであります。

本案は、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴いまして、平成19年4月1日から日田玖珠広域消防組合を設置することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考資料集の11ページから13ページに、日田玖珠広域消防組合の設置についての概要を明記しておりますので、ご参考にしていただきたいと思ひます。

次に、議案集の16ページをお開き願ひます。

議案の第136号、高速自動車国道に関する救急業務に係る支弁金取扱事務の委託についてであります。

本案は、自治法252条の14第1項の規定により、19年4月1日から日田玖珠広域消防組合の高速自動車国道に関する救急業務に係る支弁金取扱事務を受託することについて、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の第3項の規定により、議会の議決を求める

ものでございます。

これにつきましても、参考資料集の14、15ページに支弁金、これは旧日本道路公団でありますけれども、からの支弁金の事務の委託についての概要を明記しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

次に、議案集の18ページをお開き願います。

議案集の18ページは、議案第137号、玖珠郡老人養護組合の解散についてであります。

本案は、19年3月31日をもって玖珠郡老人養護組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、先程、諸般の報告の中で民間移譲に至る経過をご説明したところでありますけれども、この議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案集の19ページでありますけれども、これにつきましても、議案第138号、玖珠郡老人養護組合の解散に伴います財産処分について議決を求めるものでございます。

参考資料の方は、16ページに組合の財産処分の内容について明記しておりますので、ご参考にしていただきたいというふうに思えます。

次に、議案集の20ページをお開き願います。

議案の第139号、大分県後期高齢者医療の広域連合の設置についてであります。後期高齢者医療の広域連合の設置についてであります。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、大分県後期高齢者医療広域連合を設置するために、自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料集の17ページに、医療制度の概要について明記しておりますが、75歳以上の後期高齢者の新たな医療保険制度を設置するにあたって、その運営を後期高齢者広域連合、大分県下の市町村で構成します広域連合を設置しようとするものでございます。

次に、議案集の24ページをお開き願います。

議案の第140号は、町道路線の認定についてであります。

本案は、県道玖珠山国線のバイパス工事によりまして旧道となった、平原工区でありますけれども、旧道となった道路が地域の生活道路及び産業道路であり、町道として今後維持管理することが適当と思われることから、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

参考資料集の方に、18ページでありますけれども、玖珠山国線の該当の位置を明記しておりますので、ご参考にしていただきたいと思えます。

次に、議案集の25ページであります。

議案の第141号につきましては、旧慣使用林野の一部廃止についてであります。

本案につきましては、県道玖珠川上線に沿ったところの旧慣使用林野の土地の一部が、道路改良事業の用地として大分県に買収されるために、当該土地に係ります旧慣による公有財産を使用する権利を廃止するために、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料集の18ページにその位置を明記しておりますので、位置図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、議案集の26ページをお開き願ひます。

議案の第142号は、平成18年度古後地区携帯用鉄塔整備事業通信設備機器購入契約の締結についてであります。

本案は、平成18年度古後地区携帯用鉄塔整備事業の一環として、通信設備機器でありますけれども、鉄塔に付けます設備機器の購入に係る契約を締結したいので、玖珠町有財産条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案の第143号でございます。

平成18年度の一般会計補正予算（第3号）でございますが、別冊となっております。別冊の一般会計補正予算書をご覧いただきたいと思ひます。

最初の1ページであります。玖珠町一般会計補正予算書（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,968万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億877万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では、民生費や農林水産事業費における国・県の負担金、補助金額の確定と、並びに県の許可額決定に伴います町の起債の減額補正、歳出面では、特定防衛施設周辺整備事業に伴う見込額の減額計上や、本年4月1日から実施いたしました議員報酬、特別職及び職員給与関係費などの削減に伴います減額補正、そういうことが主な内容でございます。

それでは、歳入の主なものについて申し上げたいと思ひます。

予算書の10ページをお開き願ひます。

10ページ、上段、13款2項の4目、農林水産業費負担金199万3,000円は、中山間地域総合整備事業地元負担金の事業見込みによりまして増額補正でございます。

同じページの下段の方に、15款2項4目に農林水産業費国庫補助金として1,171万1,000円の減額でございますけれども、これにつきましては日出生台演習場周辺障害防止事業の実施見込みによるものでございます。

11ページをお開き願ひます。

11ページの中段、16款2項3目衛生費県補助金の204万4,000円の減額、これにつきましては障害者自立支援法施行に伴います予算の組替え等でございます。

12ページをお開き願ひます。

12ページの中段、17款2項1目の不動産売払収入の286万3,000円、これは先程の議案にございました旧慣使用林野の土地の一部が、これは先程の議案とは別でありますけれども、旧慣使用林野の土地の一部が、大変失礼しました。12ページの不動産売払収入につきましては、先程の旧慣使用林野の土地の一部が県に買収されましたので、その地元と町に払われます旧慣使用林野の土地売却代金を計上したものでござ

ざいます。

13ページをお開き願います。

13ページの中段、21款5項3目雑入2,312万円は、一般コミュニティ助成事業や緑の募金緑化事業助成金などを計上いたすものでございます。

同じく22款1項の町債、計の欄で町債が3,130万円減額になっておりますけれども、これは事業見込みによります総務債など町債の減額をするものでございます。

歳出の主なものにつきまして、説明申し上げます。14ページをお開き願います。

歳出、2款1項1目2一般管理費3,472万7,000円につきましては、一般職員の給料や諸手当の当初予算の編成時の見込み及び人事異動等によります調整を行うものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

15ページの中段であります。2款1項4目の公用車の管理費、18節の備品購入費1,850万円ですが、これは特定防衛施設周辺整備事業として、現在福祉バスを運行しておりますが、この福祉バスの購入に伴います計上でございます。

同じく、中段の2款1項6目電子計算費、41万7,000円の減額は、地域イントラネット基盤整備事業に伴い工事請負費と電柱立替負担金などを組み替え計上するものでございます。

16ページをお開き願います。

上段の方の2款1項9目の広域行政費、19節負担金補助交付金のうち73万7,000円につきましては、19年4月1日に設立を予定しております玖珠九重行政事務組合の設立準備負担金でございます。

19ページをお開き願います。

19ページの真ん中辺であります。3款1項6目2国民健康保険事業費、28節操出金についてでございます。大分県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連合会から、財政調整への積立分及び診療報酬支払積立分の一部分配金が、当町に対しては2,058万8,000円ほどございました。このうち1,383万2,000円を国民健康保険事業特別会計に繰り出しをするものでございます。国保連合会からの配分金、分配金の一部を国保特別会計に繰り出すものでございます。

24ページをお開き願います。

24ページ中段から下段にかけて、6款1項11目に特定防衛施設周辺整備事業費2,299万3,000円がございまして、これは元畑本村線の農道整備事業の既決の予算を、事業見込みに伴い調整をいたすものでございます。

25ページをお開きください。

25ページの中段に6款2項2目林業振興費、15節工事請負費148万1,000円は、緑の募金事業というのがございまして、この事業を活用いたしましてメルヘンの森スポーツパークの緑化植樹をいたすものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。



次に、議案の第144号、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。別冊となっております。

補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,548万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,334万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、医療給付費の増加に伴います追加補正でございますので、内容の説明については割愛をさせていただきますと思います。

次に、議案の145号は、玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

別冊であります、1ページをお開きいただきたいと思っております。

簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,550万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員給料の減額に伴います職員給与関係の減、及び人事異動によりましての金額の移動が主なものでございまして、内容につきましては省略をさせていただきますと思います。

146号、玖珠町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、これも別冊でございます。

議案第146号の介護保険の補正予算であります。

1ページでありますけれども、玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の介護サービス事業歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ582万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定では保険給付費等の組み替えによるものでございます。介護サービス事業勘定では、居宅サービス計画、いわゆるケアプラン作成事業の見込みによる補正でございます。

同じく、内容についての説明は省略させていただきます。

議案の第147号、水道事業会計補正予算でございます。別冊になっております。

水道事業会計補正予算書の1ページでございますが、今回の補正では、第2条の収益的収入及び支出において、第2款の事業費345万円を減額いたしまして、1億8,222万4,000円にするものでございます。

2ページであります、3条予算、第3条の資本的収入及び支出の第4款資本的支出は、建設改良費減額72万となっております、これを72万円減額いたしまして4,196万9,000円にするものでございます。

3ページの第4条、議会の議決を経なければならない流用経費でございますが、236万6,000円を減額いたしまして、6,133万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、営業費用などの見込み及び職員給料の減額に伴います職員給与関係費の減額や、職員の人事異動によるものが主なものでございまして、予算調整でございますので、内容につきましては省略させていただきますと思います。

以上、長くなりましたけれども、条例の制定及び一部改正、廃止案件が5件、日田玖珠広域行政組合の

解散に伴います関係地方公共団体の協議案件が3件、玖珠九重行政組合の設置に伴います関係地方自治体の協議案件が2件、玖珠郡老人養護組合の解散に伴う関係地方公共団体の協議案件が2件、大分県後期高齢者医療広域連合の設置に伴います関係地方公共団体の協議案件が1件、町道路線の認定案件が1件、旧慣使用林野の一部廃止案件が1件、通信設備機器購入契約の契約案件が1件、平成18年度の予算補正案件が5件、計22議案を上程させていただきますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、長くなりましたけれども、町政諸般の報告並びに提案申し上げました議案についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

## 日程第6 請願並びに陳情の上程

○副議長（後藤 勲君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、請願1件、陳情1件が提出されております。これを上程いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件は上程することに決しました。

ここで、請願第2号について、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、6番湯浅 至君。

○6 番（湯浅 至君）

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

玖珠町立幼稚園再編計画「反対」に関する請願書

紹介議員 佐藤健次郎

紹介議員 藤本 勝美

紹介議員 湯浅 至

紹介議員 江藤 徳美

平成18年11月27日

請願者

代表 大分県玖珠郡玖珠町大字四日市2052

北山田幼稚園を守る会

代表 秋吉廣幸

玖珠町立幼稚園再編計画「反対」に関する請願書

貴職におかれましては、平素より玖珠町の教育向上のため、また、教育環境充実のため絶大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、玖珠町教育委員会より、玖珠町立幼稚園再編計画が発表され、北山田地区では二度に渡る説明会が行われました。（8月 32名、10月 150名参加）

厳しい町財政の中、行財政緊急4カ年計画による経費の削減と幼稚園の適正規模の再編を図ろうとするもので、この再編計画によれば、30人を適正規模とし、2年間連続して、15人の過半数に満たない場合、廃園にするというものです。また、廃園に伴い、森や玖珠幼稚園に長距離通園を余儀なくされる園児たちにはバスの定期券補助を行うとは言うものの、一般の路線バスで通園させることは、まず第一に、子どもたちの安全が確保できず、登園、降園に際する、園児たちにかかる負担が大きすぎる。また、これに伴い、保護者の負担増加、幼年期における園児たちと地域との関わりができなくなるなど、多くの問題が出てきます。

若い子どもたちを巻き込んだ、凶悪事件の報道が絶えない今日、なぜ、今、路線バスで遠距離通園なのでしょうか？

就学前児童の最善の教育環境を保障することは、私たち北山田地区及び山浦地区住民並びに北山田幼稚園を愛する人たちにとって、ひいては、私たち玖珠町の将来に渡って地域社会の基盤となっていくものと確信するものであります。

また、現在、北山田地区では、本年度より町指導による地域づくり、住民主体のコミュニティの設立に全力で取り組んでおり、「子ども見守り隊」や「防犯パトロール隊」など、地域を挙げて地域の活性化を図ろうとしています。地域の活性化の充実を図ろうとする上でも、この度の玖珠町立幼稚園再編計画は、これに反するもので、また、少子高齢の社会において、地域の展望さえ考えられません。町財政の緊迫している状況は考慮すべき問題ではあるにしても、地域の玖珠町の次代を担う子どもたちが地域の中で心豊かに育てられるよう、子どもたちの教育環境には「血費」を費やしてこれにあたるべきであると信じます。

何卒、以上の趣旨をご理解頂き、玖珠町立幼稚園再編計画を再検討していただき、北山田幼稚園が存続できるよう強く要望するものであり、ここに謹んで玖珠町立幼稚園再編計画「反対」を請願申し上げます。

平成18年11月27日

北山田地区東部自治委員代表	穴井 清
北山田地区西部自治委員代表	矢野 英男
北山田地区北部自治委員代表	高倉 新太
北山田地区中央自治委員代表	武石 孝
北山田地区老人会代表	佐藤 力
北山田地区J A婦人部代表	高倉美弥子
杉河内地区自治委員代表	梅木 忠彦

山浦地区自治委員代表	梅木 弘
北山田幼稚園育友会代表	穴井由美子
北山田小学校PTA会長	高倉 拓史
北山田中学校PTA会長	岩田誠二郎
杉河内小学校PTA会長	梅木 忠文
春日小学校PTA会長	梅木 孝行
山浦中学校PTA会長	山田 聖八

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

### 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○副議長（後藤 勲君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会委員長片山博雅君。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） 閉会中における基地対策特別委員会の報告をいたします。

平成18年第3回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けました件につきまして、その結果を報告いたします。

平成18年10月16日、執行部出席のもと基地対策特別委員会を開催しました。

執行部より

1. 『日出生台演習場における小火器使用要請』に対する日出生台演習場問題協議会（四者協）の対応について、県知事の「縮小案であり訓練の拡大にあたらぬ」との見解から、今回の要請について受け入れざるを得ない状況であるが、今後も訓練縮小を求めていきたい。
2. 玖珠駐屯地小銃紛失事案の経過について、進展が見受けられない状況だが、町経済への影響や町民の不安を考慮し、何らかの解決が必要であると考えており、駐屯地との連絡を継続し、早期解決を求めていきたい。

以上、2点についての報告を受けました。

平成18年11月10日、執行部とともに福岡防衛施設局と西部方面総監部を訪ね、要望書を提出しました。

平成18年11月14日・15日、防衛庁・防衛施設庁へ執行部とともに陳情を行いました。上京後、県選出の国会議員8名の事務所を訪ねて要望書を提出し、陳情を行いました。

防衛庁・防衛施設庁陳情は、衛藤征士郎代議士も同席し、防衛庁長官・防衛施設庁長官に直接要望書を提出して陳情を行いました。

主な要望事項として

防衛庁長官への要望は

- ・防衛専用道新設の早急な実施、完成
- ・演習場の裸地化防止
- ・演習中の安全確保
- ・駐屯地の隊員増員と新規部隊の配置
- ・米軍演習における早朝と夜間訓練の自粛
- ・住民の安全確保

などを強く要望いたしました。

回答の中で、特に防衛専用道新設については、財政難であるが、早期実現が期待できる内容でした。

防衛施設庁長官への要望は、例年の要望事項である

- ・基地周辺対策経費の増額確保
- ・障害防止事業の助成
- ・特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額
- ・日出生台演習場の米軍使用に関する協定を遵守

などを強く要望しました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

藤野修二君。

○8 番（藤野修二君） 今回の報告で防衛専用道新設については、早期実現が期待できる内容でしたというご報告をいただきましたが、過去行われた基地対策特別委員会での東京陳情で、衛藤征士郎代議士のお話では、調査費が2年後には付くというお話をいただいておりますが、そういった内容から一層の進展があったのかどうか、その点について説明をいただきます。

○副議長（後藤 勲君） 委員長。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） その件につきましては、大野防衛庁長官の時には調査費を付けると、現在付いております。そして、早急に防衛道の新設に当たりたいということがあったんですが、久間防衛庁長官の考えは少し認識が変わりまして、財政難の折ということで、既存の道路というのは、今使っている県道、町道、これを併設して市街地の通過について迂回路を造った方がいいのではないかと、こういう案でありました。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 以上で継続審査の報告並びに委員長告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

おはかりいたします。

明日6日は議案質疑といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月5日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員